

事業承継支援資金

事業承継をしようとする中小企業者の方を支援する融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆原則、京都府内で6か月以上事業を営み、事業承継計画を有する中小企業者等で、次の①又は②に該当する者</p> <p>① 京都信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する者 ② 事業承継を実施した者であって、承継日から3年を経過していない者</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆事業承継計画の実施に必要となる運転資金・設備資金 15年以内 借換資金 20年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可></p>
融資利率	◆取扱金融機関が定める所定金利
融資限度額	◆有担保、無担保を問わず2億8,000万円 ※ただし、原則として無担保一般枠の範囲内
信用保証料率	府、市、協会による保証料引下げにより0.15～1.50%で御利用いただけます
担保・保証人	<p>◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p> <p>※ 保証料率を0.25%又は0.45%上乘せし、経営者保証を提供しないことを選択することが可能です。（無担保保険のみ、対象要件あり）</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。